

福祉課からのお知らせ

老人医療費の負担割合を見直します

老人医療費の負担割合を見直しました。8月1日から平成15年分の所得に応じて次の区分に変更になります。該当者には7月中旬に本人あてに通知をしていますので忘れずに手続き願います。

区	分	負担割合	限度額(月額)
外来(個人ごと)	低所得者Ⅰ	1割	8,000円
	低所得者Ⅱ	1割	8,000円
	一般	1割	12,000円
	一定以上所得者	2割	40,200円
入院および世帯	低所得者Ⅰ	1割	15,000円
	低所得者Ⅱ	1割	24,600円
	一般	1割	40,200円
	一定以上所得者	2割	72,300円※

- 「低所得者Ⅰ」とは市民税非課税世帯で、かつ、世帯全員について所得区分ごとの各所得が0円の人
 - 「低所得者Ⅱ」とは市民税非課税世帯の人
 - 「一定以上所得者」とは同一世帯に市民税課税標準額が124万円以上の人。または、同一世帯の70歳以上の人。ただし、70歳以上の高齢者の年間収入金額が637万円(70歳以上が1人の場合は450万円)未満のときは、届け出により1割の自己負担となります
- ※医療費が、年間4回以上限度額を超えた場合は40,200円になります

老人医療「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

この認定証は医療費や入院時の食事代が減額できるものです。新しい証書は8月1日から使用できます。該当者には7月下旬に本人あてに申請書を送付していますので忘れずに手続き願います。

◇対象 市民税非課税世帯に属する老人医療の対象者

区	分	一日あたりの食事負担額
低所得者Ⅰ		300円
低所得者Ⅱ	直近1年間の入院期間が90日以下	650円
	直近1年間の入院期間が90日超(長期該当) ※	500円
一般		780円
一定以上所得者		780円

※低所得者Ⅱの人で直近1年間の入院期間が90日を超えると食事代がさらに減額されます。入院期間が確認できるもの(領収書など)をもって、福祉課で手続きをしてください

福祉課 内線 318

資源回収をしています

きらきらエコハウス

- ◇とき 毎週水曜日 午前9時～正午
- ◇ところ 加茂川町3丁目旧農機センター跡地
- ◇回収品目 (家庭から排出されたものに限りです)
 - ①新聞
 - ②チラシ
 - ③雑誌
 - ④ダンボール
 - ⑤紙容器
 - ⑥紙パック
 - ⑦アルミ缶
 - ⑧ペットボトル
 - ⑨飲食用トレイ
 - ⑩発泡スチロール
 - ⑪国産ビール瓶
 - ⑫清酒一升瓶
 - ⑬使用済み食用油
 - ⑭蛍光灯
 - ⑮使用済み乾電池

環境課 内線 303

ご協力をお願いします

廃食油回収

- ◇とき 8月15日(日)
午前8時～10時
- ◇ところ 各連絡所
- ※太田地区は8月1日(日)のりサイクルステーションをご利用ください

環境課 内線 304